

高槻市営バス営業所におけるバス駐車場の貸付けに関する要綱

制定 平成30年4月10日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の5の規定に基づき、敷地に余裕があり、収益の確保に寄与する場合に、市営バスの営業所の敷地をバス駐車場として貸し付けること（以下「貸付け」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 貸付けをすることができる場合は、市内の観光、視察等のために大型バス等が一時的に待機する場合その他管理者が認める場合に限るものとする。

(貸付けの対象)

第3条 貸付けの対象とする場所は、次に掲げる営業所の敷地のうち、当該営業所の営業所長が指定する場所とする。

- (1) 芝生営業所（高槻市芝生町四丁目3番1号）
- (2) 緑が丘営業所（高槻市緑が丘三丁目4番1号）

(貸付時間)

第4条 貸付けをすることができる時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(賃貸料)

第5条 賃貸料は、バス1台（33㎡以内）1日1回につき2,000円とする。
2 既納の賃貸料は、返還しない。ただし、特別の理由があると管理者が認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(貸付けの手続)

第6条 貸付けを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる事項を明らかにした上で、事前に各営業所に電話又はFAXで申し込まなければならない。

- (1) 申込者の法人名及び代表者名（個人の場合は氏名）
- (2) 申込者の主たる事務所の所在地（個人の場合は住所）
- (3) 申込者の電話番号
- (4) 貸付日時
- (5) 駐車車両の種類及び台数

2 前項の申込みを受けた営業所は、貸付けによって業務に支障が生じないと当該営業所の営業所長が認めるときは、当該貸付けを承諾し、その旨を申込者に伝えるものとする。

- 3 申込者は、実際に貸付けを受ける時までに、貸付料を営業所に支払うとともに、駐車車両の車両番号、乗務員（添乗員を含む。以下「施設使用者」という。）の氏名及び連絡先をバス駐車場貸付申込書（様式第1号）に記入し、当該営業所に提出しなければならない。

（待機場所）

第7条 営業所長は、業務に支障が生じないと認めるときは、施設使用者の待機場所として、営業所内の一室を使用させることができる。

（施設使用者の遵守事項）

第8条 施設使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙し、若しくは火気を使用しないこと。
- (2) 営業所内を清潔に保つこと。
- (3) 営業所の業務に支障が生じる行為をしないこと。
- (4) 営業所内の指定された場所以外に立ち入らないこと。
- (5) 使用を終えたときは、使用した施設、設備等を原状に回復すること。
- (6) その他営業所長が指示すること。

（貸付けの変更又は取消し）

第9条 営業所長は、施設使用者が前条の規定に違反したとき、営業所において貸付けの場所を使用する必要が生じたとき、その他業務に支障があると認めるときは、第6条第2項の規定による承諾をした後であっても、これを変更し、又は取り消すことができる。この場合において、当該変更又は取消しにより申込者に損害が発生したとしても高槻市はその責任を負わないものとする。

（損害賠償義務）

第10条 施設使用者及び申込者は、営業所の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を連帯して賠償しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務企画課長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月10日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年8月13日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から実施する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

バス駐車場貸付申込書

（申込日）令和 年 月 日

（貸主）高槻市 （代表者：高槻市企業管理者）

（借主）申込者

所在地又は住所			
法人名又は氏名			
代表者名（法人）			
電 話 番 号		F A X 番 号	

申込内容

営 業 所	☐ 芝生営業所（高槻市芝生町四丁目 3 番 1 号） ☐ 緑が丘営業所（高槻市緑が丘三丁目 4 番 1 号）			
使 用 日 時	年	月	日	（9:00～17:00 の範囲内で）
	時	分	～	時 分
駐 車 車 両 の 種 類 及 び 台 数	☐ 大型	☐ 中型	☐ 小型	台
	☐ 大型	☐ 中型	☐ 小型	台
貸 付 料	合計 円（1 台当たり 1 日 1 回 2, 0 0 0 円）			
備 考				

「高槻市自動車運送事業 営業所におけるバス駐車場の貸付けに関する要綱」に定める内容に同意し、上記内容で申し込みます。

処理欄（営業所記入）

承 諾 の 可 否	☐ 貸付け可		☐ 貸付け不可	
決定日（通知日）	年	月	日	
備考（条件等）				
貸付料領収日	年	月	日	貸付料 円

施設使用者（添乗員を含む。）記入欄

車両番号(全車両)	
氏 名(全員分)	
連 絡 先(代 表)	